

青梅市日向和田三丁目地区 急傾斜地崩壊対策事業説明会

令和5年10月13日（金）
東京都建設局河川部
西多摩建設事務所
青梅市都市整備部土木課
市民安全部防災課

急傾斜地崩壊危険区域の 指定について

- ① 土砂災害（がけ崩れ）とは
- ② 急傾斜地崩壊対策事業について
- ③ 区域の指定について

1

① 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）とは

- 集中豪雨などにより、斜面が突然崩れ落ちる現象
- 突発的で瞬時に崩れ落ちるため、逃げ遅れる人も多く致死率の高い災害



がけ崩れのおそれのある箇所
＜都内：約15,500カ所＞
（青梅市内：約1000カ所）
⇒全ての危険箇所に対策工事
を行うことは困難



2

① 近年の土砂災害

- （1）檜原村（藤原地区）
- ✓ 平成19年9月6日発生
 - ✓ 台風9号に伴う大雨
（総雨量 600mm超）
 - ✓ 大規模な斜面崩壊
 - ✓ 崩壊規模：高さ約110m、
幅約65m



3

① 近年の土砂災害

(2) 奥多摩町（原地区）

- ✓ 平成23年5月30日7時50分頃 発生
- ✓ 台風2号・低気圧に伴う大雨（110mmを超える総雨量）
- ✓ 斜面崩壊：高さ約15m、延長約30m、倉庫損壊、都道通行止め



【都内の土砂災害発生状況】

発生年度	がけ崩れ	土石流	合計
令和元年度	20	5	25
令和2年度	5	0	5
令和3年度	1	0	1
令和4年度	0	0	0
令和5年度	0	0	0

【令和5年度の全国の土砂災害発生状況】

1,333件（内、がけ崩れは1,190件）（R5.9現在）

4

② 急傾斜地崩壊対策事業について

- 『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律』（急傾斜地法）に基づき事業を実施
- 土地の所有者、管理者、占有者及び崩壊により被害を受ける恐れのある人は、その土地の保全に努めなければならない（法9条）
- 急傾斜地崩壊防止工事は、当該急傾斜地の所有者、被害を受けるおそれのある者等が施行することが困難又は不適当と認められる場合（法12条）

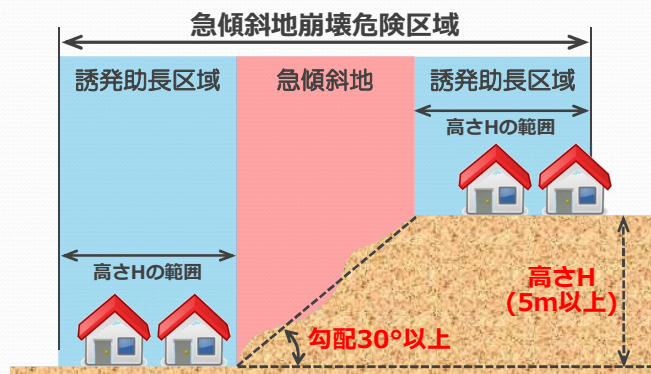


地元からの要望 ⇒ 東京都が施工する
※都道府県が実施するには条件（指定基準）あり

5

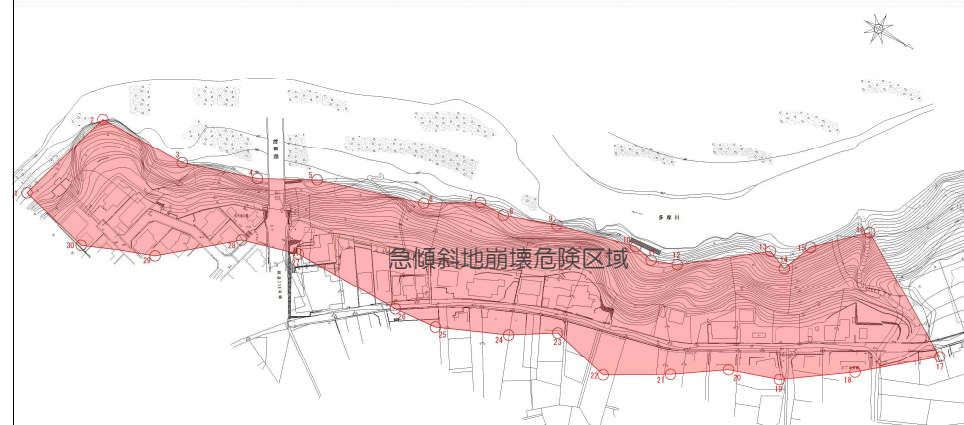
③ 急傾斜地崩壊危険区域の指定

- 『急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律』に基づき区域を指定
- 危険な斜面を『急傾斜地崩壊危険区域』に指定し、有害行為の制限、崩壊防止工事等の対策を推進



6

③ 急傾斜地崩壊危険区域の予定範囲



7

③ 急傾斜地崩壊危険区域に指定されると

- 標識の設置（法6条）
 - ✓ 区域の概要（標柱位置、地物など）
 - ✓ 指定時点の地番、建物形状
- 施設の管理
 - ✓ 点検による施設の破損等の確認
 - ✓ 補修などの管理
- 行為の制限
 - ✓ 有害行為の制限
 - ✓ 土地の保全等の勧告・改善措置の命令



区域を示す標識

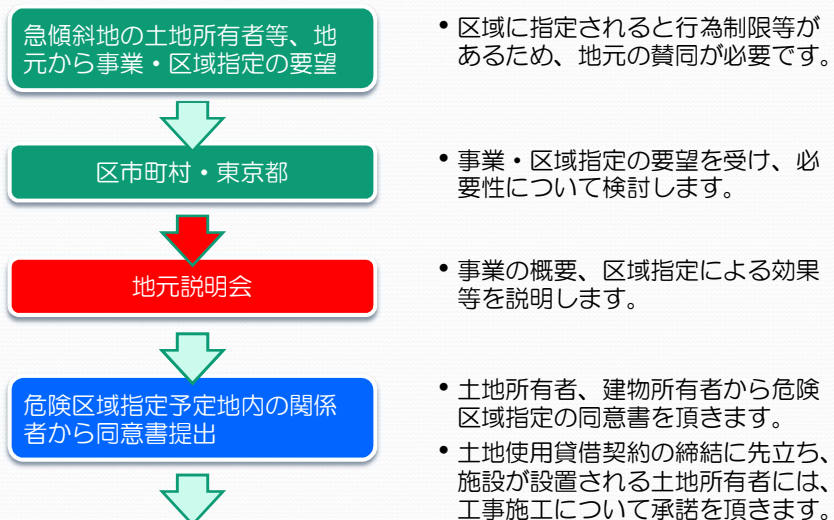
8

急傾斜地崩壊危険区域の指定の手順と効果について

急傾斜地崩壊危険区域の指定の手順
急傾斜地崩壊危険区域における行為の制限

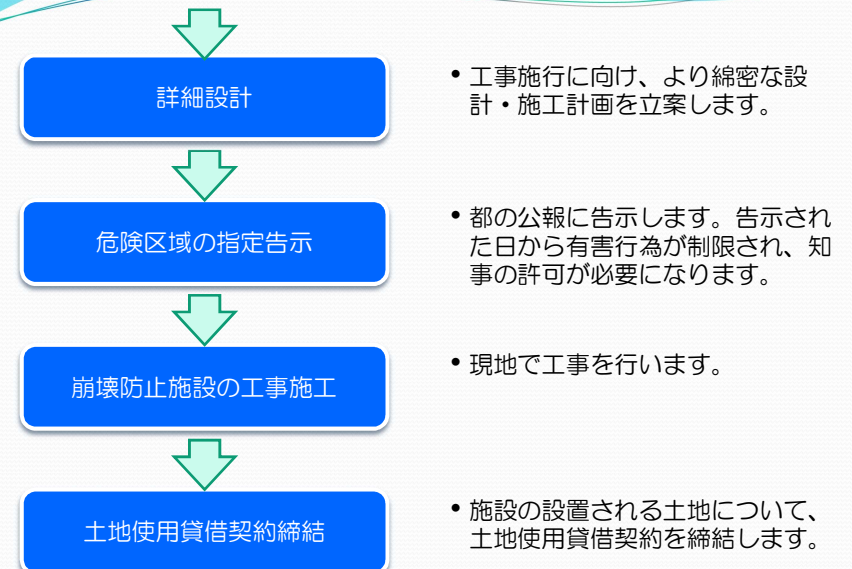
9

急傾斜地崩壊危険区域の指定の手順



10

急傾斜地崩壊危険区域の指定の手順



11

急傾斜地崩壊危険区域における行為の制限

土地の所有者、管理者、占有者及び崩壊により被害を受ける恐れのある人は...

1. 有害行為の制限

- 水の浸透を助長する行為
- 急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置、改造
- 土地の切り盛り、掘削行為
- 立木や竹の伐採
- 木や竹を滑り下したり、地引による搬出
- 土砂の採取、集積
- その他、急傾斜地の崩壊を助長、誘発する行為で政令で定めるもの

2. 土地の保全・防災措置の勧告・改善措置の命令

3. 東京都における崩壊防止工事の施行 (法7条～12条)

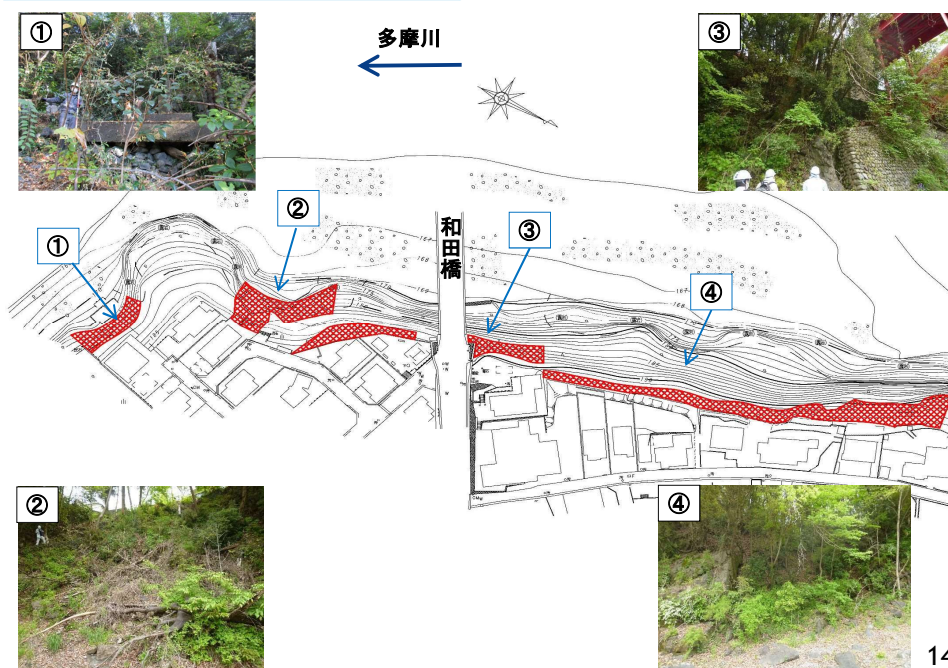
12

対策施設の設置と 工事の進め方について

東京都西多摩建設事務所

13

● 現地の状況(1)

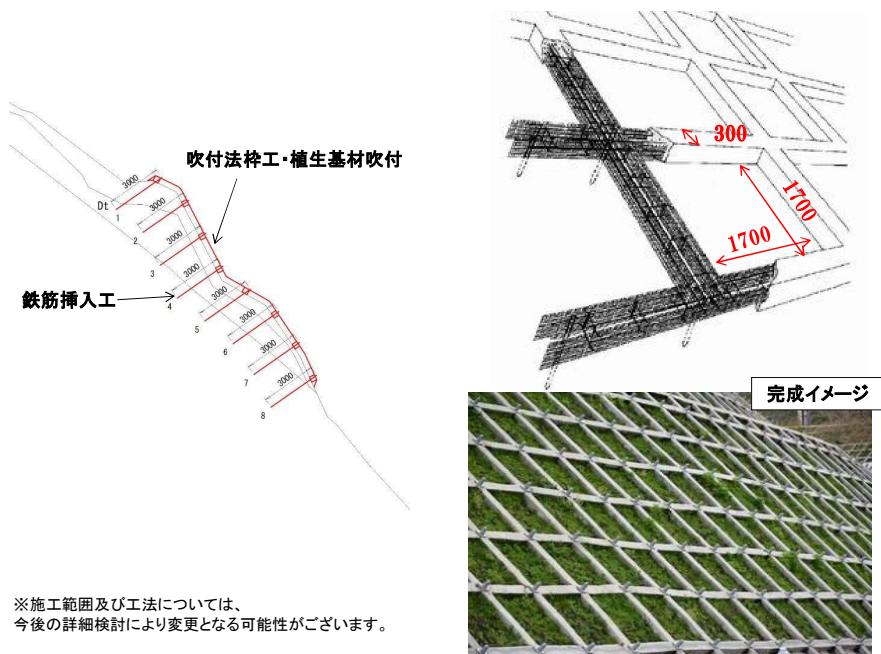


14

● 現地の状況(2)



15



青梅市日向和田三丁目地区急傾斜地 工事完了後について

- ① 工事完了後、維持管理(対策施設周辺の草刈り等)については土地所有者もしくは居住者の皆様に実施して頂くようお願いいたします。
(対策施設の維持管理は東京都が行います)
- ② 急傾斜地崩壊危険区域内もしくは周辺に標柱、標識を設置させていただきます。
- ③ ご所有の土地内に施設が施工された地権者の方々には「土地使用貸借契約書」を締結させていただきます。

青梅市日向和田三丁目地区急傾斜地 工事の実施にあたって

- ① 対策工事内容は「吹付法砕工＋鉄筋挿入工」を予定しています。
- ② 対策施設に支障となる樹木は伐採させていただきます。
また、廃棄物・物置等は所有者の方ご自身で撤去をお願いいたします。
- ③ 東京都で実施できる工事・維持管理の内容は斜面对策工に関わるもののみです。
- ④ 工事施工及び維持管理の際に必要な作業スペース、車両進入路※については無償提供をお願いいたします。

※必要な範囲は検討中のため、個別でご相談に伺います。

● 土地使用貸借契約書について

対策工事が完了したら…  用地測量を実施して「土地使用貸借契約書」を締結。

[illegible]

同意書へのご協力の お願いについて

青梅市都市整備部土木課
市民安全部防災課

20

事業要望書兼区域指定及び 工事実施同意書について

①対象は急傾斜地崩壊危険区域の指定予定箇所の
土地所有者の皆様

②署名を頂く方は原則、登記名義人もしくは法定相続人※

※諸般の理由により、上記の方との接触が困難となり署名を頂けない場合は、
書面下部に記載の方が代理で署名することが可能です。

21

事業要望書兼区域指定及び 工事実施同意書について

【急傾斜地崩壊危険区域指定及び委託・工事に関する内容】

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴い行為制限等が発生すること
- (2) 進入路・作業スペース等の確保に必要なスペース等を無償提供すること。
- (3) 事業の支障となる樹木の伐採、剪定及び下草刈りは、都の工事（もしくは委託）中に実施、及び、所有者が明確な廃棄物・物置等は、所有者にて撤去すること。
- (4) 急傾斜地崩壊防止工事における対策工法は東京都にて決定すること。
- (5) 工事着手前までに施設を設置する土地においては、境界の確認をしておくこと。
- (6) 対策工設置箇所の土地所有者は、対策工完了後、東京都と土地の無償使用貸借契約を結ぶこと、及び、急傾斜地崩壊危険区域内、もしくは、周辺にて標柱・標識を設置すること。
- (7) 対策工完了後においては、土地所有者や居住者等にて、維持管理（排水施設清掃、樹木の剪定・伐採、草刈り等）を実施すること。

【本書の取り扱いに関する内容】

- (1) 登記名義人または代表相続人等の署名者は本書を保管すること。
- (2) 当該地番に借地人や借家人がいる場合は、それらに対する説明を、責任を持って土地の所有者（又は代理人）が行い、了解を得ておくこと。
- (3) 本書類を提出後、土地所有者等が変わる場合は、新しい所有者に引継すること。

事業要望書兼区域指定及び工事実施同意書

本表は、急傾斜地崩壊危険区域指定に伴い、東京都より委託された事業（以下「事業」という。）を実施するために、土地所有者（以下「所有者」という。）と東京都（以下「都」という。）との間で締結される同意書である。本表は、事業の実施に必要となる事項について、所有者と都との間で合意が得られたことを証明するものである。本表は、事業の実施に必要となる事項について、所有者と都との間で合意が得られたことを証明するものである。

【急傾斜地崩壊危険区域指定に関する事項】

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域指定の区域（以下「指定区域」という。）は、東京都より指定された区域である。
- (2) 指定区域は、本表の添付資料（以下「添付資料」という。）に記載されている区域である。
- (3) 指定区域は、本表の添付資料（以下「添付資料」という。）に記載されている区域である。
- (4) 指定区域は、本表の添付資料（以下「添付資料」という。）に記載されている区域である。
- (5) 指定区域は、本表の添付資料（以下「添付資料」という。）に記載されている区域である。
- (6) 指定区域は、本表の添付資料（以下「添付資料」という。）に記載されている区域である。
- (7) 指定区域は、本表の添付資料（以下「添付資料」という。）に記載されている区域である。

【事業の実施に関する事項】

- (1) 事業の実施は、東京都より委託された事業（以下「事業」という。）である。
- (2) 事業の実施は、本表の添付資料（以下「添付資料」という。）に記載されている事項である。
- (3) 事業の実施は、本表の添付資料（以下「添付資料」という。）に記載されている事項である。
- (4) 事業の実施は、本表の添付資料（以下「添付資料」という。）に記載されている事項である。
- (5) 事業の実施は、本表の添付資料（以下「添付資料」という。）に記載されている事項である。
- (6) 事業の実施は、本表の添付資料（以下「添付資料」という。）に記載されている事項である。
- (7) 事業の実施は、本表の添付資料（以下「添付資料」という。）に記載されている事項である。

【署名に関する事項】

- (1) 本表は、登記名義人（以下「登記名義人」という。）または代表相続人（以下「代表相続人」という。）の署名が必要である。
- (2) 本表は、登記名義人（以下「登記名義人」という。）または代表相続人（以下「代表相続人」という。）の署名が必要である。
- (3) 本表は、登記名義人（以下「登記名義人」という。）または代表相続人（以下「代表相続人」という。）の署名が必要である。

【その他の事項】

- (1) 本表は、急傾斜地崩壊危険区域指定に伴い、東京都より委託された事業（以下「事業」という。）を実施するために、土地所有者（以下「所有者」という。）と東京都（以下「都」という。）との間で締結される同意書である。
- (2) 本表は、急傾斜地崩壊危険区域指定に伴い、東京都より委託された事業（以下「事業」という。）を実施するために、土地所有者（以下「所有者」という。）と東京都（以下「都」という。）との間で締結される同意書である。
- (3) 本表は、急傾斜地崩壊危険区域指定に伴い、東京都より委託された事業（以下「事業」という。）を実施するために、土地所有者（以下「所有者」という。）と東京都（以下「都」という。）との間で締結される同意書である。

登記名義人及び代表相続人の
署名・捺印をお願いします。

22

工事施行同意書について

①対象は対策施設配置箇所及び工事の影響を受けると
考えられる箇所（作業スペース、工事車両進入路）の
土地所有者の皆様

②署名を頂く方は原則、登記名義人もしくは法定相続人※

※諸般の理由により、上記の方との接触が困難となり署名を頂けない場合は、
書面下部に記載の方が代理で署名することが可能です。
なお、施設配置箇所と施工スペース等では代理で署名できる方が大きく異なります。

23

工事施行同意書について

【工事・土地使用・維持管理に関する内容】

- (1) 対策工事及び補修工事等に際しては、進入路・作業スペース等の確保に必要なスペース等を無償提供すること。
- (2) 対策工施設を設置する土地においては、工事着手前までに用地境界を確認しておくこと。
- (3) 対策工設置箇所の土地所有者は、対策工完了後、東京都と土地の無償使用貸借契約を結ぶこと、及び、急傾斜地崩壊危険区域内、もしくは、周辺にて標柱・標識を設置すること。
- (4) 対策工完了後においては、土地所有者や居住者等にて、維持管理（排水施設清掃、樹木の剪定・伐採、草刈等）を実施すること。（東京都においては、のり面における草刈り、病害虫の防除、既存木の伐採・剪定、落ち葉の除去については原則実施しない。）
- (5) 都にて対策工事や補修工事に支障となる樹木の伐採、剪定、下草刈、及び、処分すること。（伐採等が困難で、事前に移植を行う場合は、土地所有者にて実施すること）
- (6) 工事に支障になる、所有者が明確な廃棄物や物置等は、所有者にて撤去すること。

【本書の取り扱いに関する内容】

- (1) 登記名義人または代表相続人等の署名者は本書を保管すること。
- (2) 当該地番に借地人や借家人がいる場合は、それらに対する説明を、責任を持って土地の所有者（又は代理人）が行い、了解を得ておくこと。
- (3) 本書類を提出後、土地所有者等が変わる場合は、新しい所有者に引継すること。

工事施行同意書

東京都建設局 西多摩建設事務所

5西建〇〇身第1号

身 分 証 明 書

氏名 〇〇 〇〇

勤務先 (南武) 双測量システム

勤務先住所 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎282番205号

上記の者は東京都施行の下記委託に従事する者であることを証明する。

記

1. 件 名 青梅市日向和田三丁目地区急傾斜地崩壊防止工事に伴う河川境界確定測量(5-5)

2. 委託場所 東京都青梅市日向和田三丁目地内

3. 委託期間 令和 5 年 9 月 11 日 至 令和 6 年 3 月 11 日 年 月 日

東京都西多摩建設事務所長 公印

登記名義人及び代表相続人の署名・捺印をお願いします。 24

青梅市日向和田三丁目地区における急傾斜地崩壊防止事業へのご協力をお願い申し上げます。

25

青梅市日向和田三丁目地区急傾斜地崩壊防止事業説明会【測量へのご協力のお願について】

令和5年10月13日

東京都西多摩建設事務所

26

測量会社の担当者が携帯する身分証と腕章

(表)

5西建〇〇身第1号

身 分 証 明 書

氏名 〇〇 〇〇

勤務先 (南武) 双測量システム

勤務先住所 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎282番205号

上記の者は東京都施行の下記委託に従事する者であることを証明する。

記

1. 件 名 青梅市日向和田三丁目地区急傾斜地崩壊防止工事に伴う河川境界確定測量(5-5)

2. 委託場所 東京都青梅市日向和田三丁目地内

3. 委託期間 令和 5 年 9 月 11 日 至 令和 6 年 3 月 11 日 年 月 日

東京都西多摩建設事務所長 公印

注 意

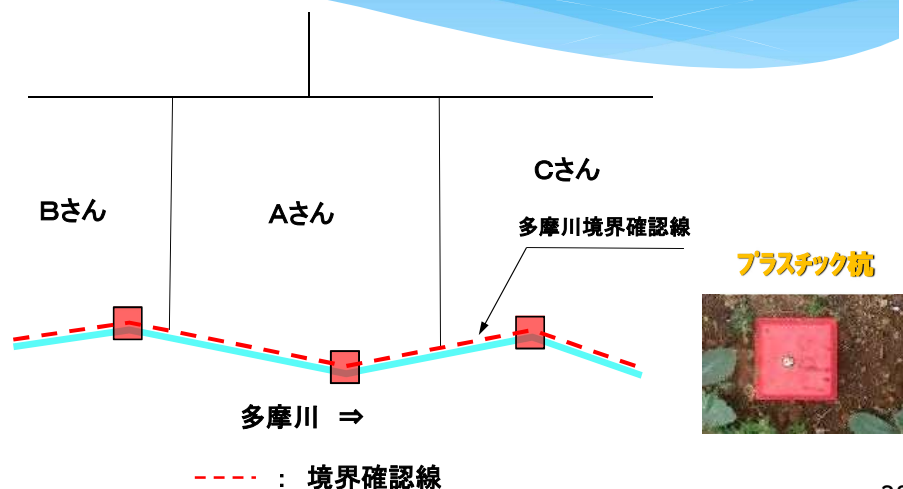
1. この証明書は、標記 委託 に従事する場合には、必ず携帯し、関係人に請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
2. この証明書の記載事項は訂正しない。訂正したものは無効とする。
3. この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
4. この証明書を紛失したときは、すみやかに東京都〇〇建設事務所長へ届け出なければならない。
5. この証明書の有効期間は、委託期間とし、有効期間を経過したときは、すみやかに東京都〇〇建設事務所長へ返還しなければならない。

(裏)



27

河川境界確定測量について(例)



28

立会通知

【留意事項】
立会日時は、西多摩建設事務所が
予定日を設定します。
ご都合の悪い場合には、個別に調整
させていただきます。
なお、代理の方の立会いでも結構です。

【代理人の立会い】
代理の方が現地立会をされる場合は、
「委任状」が必要になります。

〇〇〇〇 様

5 西 建 工 二 第 号
令和 5 年 月 日
東京都西多摩建設事務所長

土地境界の立会確認のお願い

日頃より、東京都の急傾斜地事業に対するご理解とご協力をいただきありがとうございます。
このたび、青梅市日向和田三丁目地区急傾斜地崩壊工事に必要な用地測量作業に伴い、あなた
様の所有されている土地と、多摩川河川区域との境界を現地でご確認していただく必要があります。
お忙しい中、誠に恐縮ではありますが、下記の日時にお立ち下さるようご通知させていただきます。

記

土地の所在地 東京都青梅市日向和田三丁目〇〇〇番〇〇
立会の日時 令和 5 年 月 日 () 午前 時 分
集 合 場 所 別紙現地案内図 (集合場所) のとおり

立会に際しましては

- ・ この通知状と図面 (図面) をご持参ください。
- ・ 境界について、参考となる図面または書類があればご持参ください。
- ・ 代理人に立会わせる場合は、委任状をご持参ください。
- ・ 所有されている土地を貸している方は、借入人の方への連絡をお願いいたします。
- ・ ご都合の悪い方は、日時等の調整を行いますので、下記の担当者までご連絡いただきますよう
お願いいたします。

担当者 宇 198-0042 東京都 青梅市東青梅 3-2-0-1
東京都西多摩建設事務所長
工事第二課 測量担当 鈴木・野口
電話 0428-22-2751

測量会社
電話

29

多摩川河川区域(国有地)との確認作業

土地の境界線を示した平面図

現地に設置した杭の
場所を現地立会のうえ
「土地境界図」へ署名・
押印をお願いします。



私所有の下記土地と隣接する国有地との境界について本境界図のとおり合意する。				
立会場所・土地の地番	土地所有者・住所	氏 名	印	
青梅市日向和田三丁目〇〇〇番〇〇号	土地所有者住所	令和〇年	令和〇年	合意年月日
	氏 名 : 〇 〇 〇 〇	〇〇月〇〇日	〇〇月〇〇日	
青梅市日向和田三丁目〇〇〇番〇〇号	土地所有者住所	令和〇年	令和〇年	合意年月日
	氏 名 : 〇 〇 〇 〇	〇〇月〇〇日	〇〇月〇〇日	
青梅市日向和田三丁目〇〇〇番〇〇号	土地所有者住所	令和〇年	令和〇年	合意年月日
	氏 名 : 〇 〇 〇 〇	〇〇月〇〇日	〇〇月〇〇日	
青梅市日向和田三丁目〇〇〇番〇〇号	土地所有者住所	令和〇年	令和〇年	合意年月日
	氏 名 : 〇 〇 〇 〇	〇〇月〇〇日	〇〇月〇〇日	

30

おわり ご静聴ありがとうございました。

【問い合わせ先】

◎工事に関する事

東京都西多摩建設事務所 工事第二課 河川設計担当
北浦・田川 電話 0428-22-2740

◎測量に関する事

東京都西多摩建設事務所 工事第二課 測量担当
鈴木・野口 電話 0428-22-2740
E-mail: S0200232@section.metro.tokyo.jp

◎同意書に関する事

青梅市都市整備部土木課 福泉・久保田
電話 0428-22-1111(内線:2588,2561)
市民安全部防災課 茂木・小野里
電話0428-22-1111(内線:2504,2503)

31

官公庁が発信している防災情報

●東京都水防災総合情報システム (東京都河川部)

スマートフォン版

PC版

軽量版



●東京都水防チャンネルYouTube (東京都河川部)



●気象庁



●防災マップ (青梅市)



東京都水防災総合情報システム



東京都水防チャンネルYouTube

メモ